

いわき市教育大綱の改定について

1 改定の目的・考え方

- 教育大綱は、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標（理念）や施策の根本となる方針を定めるもの。（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき策定。大綱は、目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細の位置づけを求めるものではない（文科省通知）。）
- 現大綱は平成28年2月に策定したもので、計画期間が令和3年3月をもって終了することから、改定を行うもの。
- 改定にあたっては、現大綱が掲げる基本理念や基本目標などについては、引き続き、継承することを基本とし、その上で、社会状況や教育・子どもをめぐる環境変化（※）を踏まえ、「教育の質を高める」「学びの機会を広げる」観点から、施策の方向性や、その参考として示す「取組み例」について、必要な見直しを実施。

（※社会状況や教育・子どもをめぐる環境変化等）

社会状況の変化等（例）	教育・子どもをめぐる変化等（例）
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 人口減少・少子高齢化の加速 ▶ 様々なインフラの老朽化 ▶ 様々な危機事象（大規模自然災害や感染症など） ▶ 新たな技術の進展 ▶ 経済格差や地域間格差 ▶ SDGs等の多様な価値観 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教職員の多忙化 ▶ 教育改革（学習指導要領改訂・入試改革等） ▶ 子どもを支える世帯構造の変化やコミュニティの弱体化 ▶ 人生100年時代に対応した学びの必要性 ▶ 福島イノベーション・コースト構想に基づく国際教育研究拠点の整備

【改定の体制等】

- 総合教育会議（会議メンバー：市長、教育長、教育委員4名）において協議。教育大綱の改定については4回協議（R1：10月、R2：7月・10月、R3：1月）。
- 庁内においては、関連する部署（教育委員会事務局、文化スポーツ室、こどもみらい部など）と適宜協議を実施するとともに、関連部署が総合教育会議にも参画。
- 市民の御意見を伺うため、市民意見募集を実施（R2：11月）。

2 改定後の大綱の概要（基本理念や基本目標などについては継承。施策の方向性や、その参考として示す「取組み例」について、必要に応じて見直し。）

（1）基本理念

地域全体で人を育て、誇れるまち“いわき”をつくる。

（2）基本目標

- 未来に夢を持ち、ふるさとを支え、日本を支え、世界に飛躍する人づくり
- 市民がいつでも、どこでも、生涯にわたって学び、生かすことができる仕組みづくり
- 文化やスポーツに親しみ、健康で、心豊かな人生を送ることができる環境づくり

（3）施策の方向性

柱	施策の方向性	環境変化等を踏まえて追記した主な取組み例
I 個性を生かした学校教育の推進	<ol style="list-style-type: none"> ①新しい時代を切り拓くために必要な力の育成 ②学校の教育指導体制の充実 ③学校教育環境の充実 ④学校と地域の連携・協働の推進 ⑤学びのセーフティネットの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ICT等の情報技術の進展を踏まえ、情報活用能力の育成強化及び学校ICT環境の強化。 教職員の負担増等を踏まえ、教職員の働き方改革の推進。 コロナ禍の臨時休業等を踏まえ、オンライン学習等の機会確保。
II 生涯を通じた学習活動の推進	<ol style="list-style-type: none"> ①「学び」を支える土壌づくり ②「学び」を育む機会の充実 ③「学び」を生かす人財の育成 ④「学び」を結ぶネットワークの構築 	<ul style="list-style-type: none"> 「人生100年時代」を豊かに生きるための学びの機会の充実（リカレント教育）。 学校・家庭・地域の連携協働体制の充実。 生涯学習における民間活力の活用。
III 確かな人間力を育む幼児教育の充実	<ol style="list-style-type: none"> ①安心して子どもを産み育てられる環境の整備 ②生きる力の基礎を育む教育の推進 ③家庭、地域、教育・保育施設等の連携の強化 ④幼児教育全体の質の向上と人財の確保・育成 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止や貧困対策の推進。 地域全体で子育てを支援する共創の仕組みづくり。 保育需要の増加や多様化に対応した多様な教育・保育環境の整備。
IV 生涯にわたるスポーツライフの実現	<ol style="list-style-type: none"> ①生涯スポーツ・競技スポーツの推進 ②子どもの体力・運動能力の向上 ③スポーツ団体・指導者の育成 ④スポーツ活動を支える基盤の充実 ⑤スポーツを通じた地域の活性化 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを通じた健康づくりや、障がい者スポーツ活動の支援。 施設の集約・機能複合化や学校・公民館等の利用促進。 スポーツを通じた地域づくりとして、スポーツツーリズムの推進やパラスポーツ振興による共生社会の実現。
V 地域に根ざした市民文化の継承と創造	<ol style="list-style-type: none"> ①芸術文化の振興 ②歴史・文化遺産の保存と活用 ③地域の歴史・文化を学び生かす機会の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 地域文化・史跡の価値の再認識・再評価による新たな魅力の創造。 歴史・文化等の情報発信による交流・関係人口の拡大。

※計画期間の設定を行わず、必要に応じた内容等の見直しを可能とすることで、時代の変化に柔軟に対応。